広島県告示第三百六十号

定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定によって、 次のとおり指

平成二十五年四月十八日

広島県知事湯 一崎 英彦

有限会社清和	名称	サ指 定介
	の 所 在 地	ビス事業者で介護予防
ゼンター ふる ゼンター ぶる	名称	廃 止 し た
六四番地二 松町原一一二	所 在 地	』止 し た 事 業 所護予防サービス事業を
介護予防通	の 種 類	
三月三一日 年	年 廃 月 日 止	